

供給区域外でのガス供給について

弊社は、一般ガス事業の許可を受けた供給区域以外のお客さま（3 地区 64 件）に対しガスの供給を行っていることが判明したため、平成 25 年 11 月 26 日に監督官庁である関東経済産業局に報告し、本日 1 月 22 日に同局から嚴重注意を受けました。

弊社といたしましては、このたびの事態の責任の重大性を認識し、今後は適正な区域管理を徹底して再発防止に努めてまいります。また、お客さまならびに関係各位に大変ご迷惑をお掛けしたことを心からお詫び申し上げます。

本件に関する事実関係などは下記のとおりです。

記

1. 供給区域外の供給地区および件数

- (1) 千葉県流山市大字駒木字上駒木 . . . 1 件
 - (2) 千葉県流山市大字駒木（字なし）. . . 62 件
 - (3) 千葉県我孫子市大字根戸字新堤 . . . 1 件
- 計 3 地区 64 件

2. 経緯

平成 25 年 5 月、新築物件の都市ガス照会に伴う供給区域の確認作業を行ったところ、流山市大字駒木字上駒木において 1 件の供給区域外でのガス供給が判明しました。これを受け、他にも同様の事例がないかを確認するため弊社の全ての供給区域の調査を行った結果、3 地区において、合わせて 64 件のお客さまに対し供給区域外でのガス供給を行っていることが判明しました。

この結果を平成 25 年 11 月 26 日に関東経済産業局に正式に報告し、同年 12 月 17 日および 18 日に同局の立ち入り検査を受け、本日、同局から嚴重注意を受けるとともに、是正措置および再発防止策について速やかに報告するよう指示を受けました。

3. 発生の原因

流山市大字駒木字上駒木の 1 件のお客さま〔1 の (1)〕につきましては、供給区域の境界道路に面したお客さまであり、ガス使用のお申し込みをいただいた際に、供給区域の確認不足により発生したものです。

(次項に続く)

流山市大字駒木（字なし）の 62 件のお客さま〔1 の（2）〕につきましては、昭和 61 年 11 月、当該地区にガスを供給するため供給区域の増区申請を行った際に、弊社の認識と異なる誤った地番にて申請したため、当該地域が供給区域から欠落していたものです。

我孫子市大字根戸字新堤の 1 件のお客さま〔1 の（3）〕につきましては、供給区域の境界が複雑に入り組んだ場所にあり、弊社のガス導管情報を管理する「マッピングシステム」において誤って供給区域内として表示していたために発生したものです。

4. 今後の対応

現在ガスをご使用していただいているお客さまに対してご迷惑をお掛けしないよう是正措置を実施するとともに、再発防止策を講じ、早期に関東経済産業局に報告いたします。

以上